

◎佐賀県条例第32号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(法人の県民税の減免)</p> <p>第46条 知事は、次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>のうち、必要があると認める<u>者</u>に対し、県民税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 第1項の規定によって法人の県民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割額</p>	<p>(法人の県民税の減免)</p> <p>第46条 知事は、次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>のうち、必要があると認める<u>もの</u>に対し、県民税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 第1項の規定により法人の県民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第47条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業<u>(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法</u></p>

改正前	改正後
<p>2～4 略</p> <p>(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第48条 医療法人で法人の行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、<u>法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第63条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるものについて）その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200平方メートルを超える場合においては、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p>	<p><u>律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>2～4 略</p> <p>(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第48条 医療法人で法人の行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、<u>法第72条の23第2項の規定により当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第63条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令で定めるもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合においては、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合には</u>、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第66条の2までにおいて同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得</u></p>

改正前	改正後
<p>3 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、<u>前2項</u>の規定を適用する。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、規則で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である<u>場合においては</u>、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、<u>第1項の特例適用住宅に法第73条の14第2項の規定の適用がある場合の第1項の規定の適用その他同項及び第2項の規定の適用</u>に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。</p>	<p><u>た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。</u></p> <p>(1) <u>土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第66条の2第1項の規定に該当する場合に限る。)</u></p> <p>(2) <u>土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第66条の2第1項の規定に該当する場合に限る。)</u></p> <p>4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、<u>前3項</u>の規定を適用する。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、規則で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である<u>ときは</u>、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、<u>適用する。</u></p> <p>6 前2項に定めるもののほか、<u>特例適用住宅に法第73条の14第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用</u>に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>6 第1項から第3項までの規定により減額を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を提出しなければならない。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第64条 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が事実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により、減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。</p> <p>2 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に前条第1項第1号又は第2項第1号に該当することを証明するに足る書類を添付して、第61条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第65条 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第63条の2第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが</p>	<p>7 第1項から第4項までの規定により減額を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を提出しなければならない。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第64条 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が事実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、<u>同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第66条の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)</u>にあつては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により、減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。</p> <p>2 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項に該当することを証明するに足る書類を添付して、第61条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。 (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第65条 知事は、前条第1項の規定により徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第63条の2第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更がある</p>

改正前	改正後
<p>明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第66条の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（<u>既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。</u>以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた第57条の3の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(減免)</p> <p>第69条 知事は、次の各号の<u>一</u>に該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免する。</p> <p>(1) 天災その他の災害により<u>滅失または損かいした不動産に代るもの</u>と知事が認める不動産の取得</p>	<p>ことが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第66条の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた第57条の3の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(減免)</p> <p>第69条 知事は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免する。</p> <p>(1) 天災その他の災害により<u>滅失し又は損壊した不動産に代わるもの</u>と知事が認める不動産の取得</p>

改正前	改正後
<p>(2) 取得した不動産がその取得の直後に天災その他の災害により<u>滅失または損かいた</u>場合における当該不動産の取得</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税者の住所<u>および氏名または名称</u></p> <p>(2) 土地にあっては、その所在、地番、<u>地目および地積</u></p> <p>(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、<u>構造および床面積</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第71条 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 たばこ税の課税標準は、第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p>	<p>(2) 取得した不動産がその取得の直後に天災その他の災害により<u>滅失し又は損壊した</u>場合における当該不動産の取得</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) 土地にあっては、その所在、地番、<u>地目及び地積</u></p> <p>(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、<u>構造及び床面積</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第71条 略</p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第71条の2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 たばこ税の課税標準は、第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項第3号アにおいて「売渡し</p>

改正前	改正後																								
<p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数</u>によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄に定める重量</u>をもって<u>喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。</u><u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p>	<p>等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄に定める重量</u>をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 571 842 619">区分</th> <th data-bbox="842 571 1104 619">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 619 842 667">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="842 619 1104 667"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 667 842 715">(1) <u>パイプたばこ</u></td> <td data-bbox="842 667 1104 715">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 715 842 762">(2) <u>葉巻たばこ</u></td> <td data-bbox="842 715 1104 762">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 762 842 802">(3) 略</td> <td data-bbox="842 762 1104 802">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 802 1104 850">2・3 略</td> <td data-bbox="842 802 1104 850"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		(1) <u>パイプたばこ</u>	略	(2) <u>葉巻たばこ</u>	略	(3) 略	略	2・3 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 571 1774 619">区分</th> <th data-bbox="1774 571 2036 619">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 619 1774 667">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="1774 619 2036 667"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 667 1774 715">(1) <u>葉巻たばこ</u></td> <td data-bbox="1774 667 2036 715">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 715 1774 762">(2) <u>パイプたばこ</u></td> <td data-bbox="1774 715 2036 762">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 762 1774 802">(3) 略</td> <td data-bbox="1774 762 2036 802">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 802 2036 850">2・3 略</td> <td data-bbox="1774 802 2036 850"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		(1) <u>葉巻たばこ</u>	略	(2) <u>パイプたばこ</u>	略	(3) 略	略	2・3 略	
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
(1) <u>パイプたばこ</u>	略																								
(2) <u>葉巻たばこ</u>	略																								
(3) 略	略																								
2・3 略																									
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
(1) <u>葉巻たばこ</u>	略																								
(2) <u>パイプたばこ</u>	略																								
(3) 略	略																								
2・3 略																									
	<p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)</u>の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令で</u></p>																								

改正前	改正後
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>860円</u>とする。</p> <p>第118条 略</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法によって税金を払い込むこととされている際に、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第119条 略</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>	<p><u>定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p><u>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>930円</u>とする。</p> <p>第118条 略</p> <p>2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては当該証紙徴収の方法により税金を払い込むこととされている際に、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第119条 略</p> <p>2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所および氏名または名称</p> <p>(2) 償却資産の所在、種類、数量および価格</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由および前条第1項第1号の大規模の償却資産にあっては、その被害の状況</p> <p>3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び</u>氏名<u>又は</u>名称</p> <p>(2) 償却資産の所在、種類、数量<u>及び</u>価格</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由<u>及び</u>前条第1項第1号の大規模の償却資産にあっては、その被害の状況</p> <p>3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

改正前	改正後
<p>4 略</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第63条の2第1項若しくは第2項、第66条の2第1項又は第66条の3第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある土地の取得について第63条の2第1項又は第2項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の2分の1に相当する額」とする。</p>	<p>4 略</p> <p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第58条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第63条の2第1項から第3項まで、第66条の2第1項又は第66条の3第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p> <p>(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第17条の2 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある土地の取得について第63条の2第1項から第3項までの規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあっては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第66条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令</p>	<p>3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間において、第66条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける同項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第17条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行</p>

改正前	改正後
<p>で定める場合には、4年」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限</p>	<p>令で定める場合には、4年」と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年（<u>同号に規定する施行令</u>で定める場合には、4年）」とする。</p> <p>（自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限</p>

改正前	改正後
<p>り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用され</p>	<p>り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用され</p>

改正前	改正後
<p>るべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（自動車取得税の免税点の特例）</p> <p>第18条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第95条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。</p> <p>（自動車取得税の課税標準の特例）</p> <p>第18条の2の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行</p>	<p>るべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第18条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（自動車取得税の免税点の特例）</p> <p>第18条の2の2 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第95条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。</p> <p>（自動車取得税の課税標準の特例）</p> <p>第18条の2の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1</p>

改正前	改正後
<p>われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第11項及び第12項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第</p>	<p>項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（<u>第4号に掲げるトラック</u>にあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) <u>車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等</u>であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）<u>、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p>

改正前	改正後
<p><u>11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第11項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準<u>のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準<u>及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>10 <u>次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中</u></p>	<p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、<u>同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p> <p>(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、<u>同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p> <p>10 <u>車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも</u></p>

改正前	改正後
<p><u>「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) <u>車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p>	<p><u>適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>11 <u>車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項</u></p>

改正前	改正後
<p>11 略</p> <p>12 <u>車両総重量が12トンを超えるバス等</u>であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた<u>車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置</u>（以下この項において「<u>車線逸脱警報装置</u>」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するものうち、<u>車線逸脱警報装置を備えるもの</u>（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに<u>行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>13 略 （軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第18条の4 <u>平成30年3月31日</u>までに<u>行われる次に掲げる軽油の引取り</u>に対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 第109条の8、第109条の11から第109条の13まで、第109条の16第1項及び第109条の17第1項の規定は、<u>前項の規定によって軽油</u></p>	<p><u>の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに<u>行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u></u></p> <p>12 略</p> <p>13 <u>バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック</u>であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた<u>車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの</u>（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（<u>車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日</u>）までに<u>行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>14 略 （軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第18条の4 <u>平成33年3月31日</u>までに<u>行われる次に掲げる軽油の引取り</u>に対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 第109条の8、第109条の11から第109条の13まで、第109条の16第1項及び第109条の17第1項の規定は、<u>前項の規定により軽油引</u></p>

改正前	改正後
<p>引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。第4項第2号において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定</p>	<p>取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。</p> <p>3 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成33年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令で定めるものに基づき、平成33年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。第4項第2号において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定</p>

改正前	改正後		
<p>めるものをいう。第4項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <table border="1" data-bbox="228 550 1102 598"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2～10 略</p>	略	<p>めるものをいう。第4項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <table border="1" data-bbox="1155 550 2029 598"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2～10 略</p>	略
略			
略			

第2条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の10 県は、納入された利子割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額<small>あん</small>に按分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(配当割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の17 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額<small>あん</small>に按分して交付するものとする。</p>	<p>(利子割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の10 県は、納入された利子割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額<small>あん</small>で按分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(配当割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の17 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額<small>あん</small>で按分して交付するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の23 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>(株式等譲渡所得割の市町に対する交付)</p> <p>第46条の23 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額を基礎として施行令で定めるところにより計算した額で按分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p>

第3条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第4条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(個人の県民税の非課税の範囲)	(個人の県民税の非課税の範囲)

改正前	改正後								
<p>第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第39条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2・3 略</p> <p>（調整控除）</p> <p>第34条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <table border="1" data-bbox="293 1193 1104 1362"> <tr> <td colspan="2">1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年</td> <td>(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が<u>40万円</u>以上</td> </tr> </table>	1～6 略		7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年	(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が <u>40万円</u> 以上	<p>第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第39条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2・3 略</p> <p>（調整控除）</p> <p>第34条 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である</u>所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <table border="1" data-bbox="1218 1193 2029 1362"> <tr> <td colspan="2">1～6 略</td> </tr> <tr> <td>7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年</td> <td>(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が<u>50万円</u>以上</td> </tr> </table>	1～6 略		7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年	(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が <u>50万円</u> 以上
1～6 略									
7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年	(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が <u>40万円</u> 以上								
1～6 略									
7 自己と生計を一にする 法第34条第1項第10号の 2に規定する配偶者（前年	(1) 略 (2) 当該配偶者の前年の合計所得金額が <u>50万円</u> 以上								

改正前		改正後	
<p>の合計所得金額が<u>45万円</u>未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</p>	<p><u>45万円</u>未満である場合 3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)</p>	<p>の合計所得金額が<u>55万円</u>未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</p>	<p><u>55万円</u>未満である場合 3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)</p>
8・9 略		8・9 略	
イ 略		イ 略	
(2) 略		(2) 略	
(たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)	
第72条 略		第72条 略	
2 略		2 略	
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p>		<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p>	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(たばこ税の税率)		(たばこ税の税率)	
第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>930円</u> とする。		第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,000円</u> とする。	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第30条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第39条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第30条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第39条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合</p>

改正前	改正後
<p>(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当</p>	<p>(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当</p>

改正前	改正後
<p>該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（<u>同年分</u>の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2～4 略</p>	<p>該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（<u>前年分</u>の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）</p> <p>2～4 略</p>

第5条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計</p>

改正前	改正後
<p>算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,000円</u>とする。</p>	<p>算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第72条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,070円</u>とする。</p>

第6条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第71条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 たばこ税の課税標準は、第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計</u></p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第71条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第72条 たばこ税の課税標準は、第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項第2号アにおいて「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p><u>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>

(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成27年佐賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 (県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第72条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき656円</p> <p>3～9 略</p> <p>10 <u>平成31年4月1日</u>前に新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることと</p>	<p>附 則 (県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第72条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき656円</p> <p>3～9 略</p> <p>10 <u>平成31年10月1日</u>前に新条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることと</p>

改正前	改正後
<p>なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>204円</u>とする。</p> <p>11 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第10項」と、「附則第12条第4項」とあるのは「附則第12条第14項の規定により読み替えて準用する同条第4項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「<u>平成31年4月30日</u>」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項」と読み替えるものとする。</p>	<p>なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>274円</u>とする。</p> <p>11 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは「第10項」と、「附則第12条第4項」とあるのは「附則第12条第14項の規定により読み替えて準用する同条第4項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「<u>平成31年10月31日</u>」と、第5項中「第3項」とあるのは「第10項」と読み替えるものとする。</p>

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第8条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>3 <u>平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第3条第2号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>3 <u>省令第1条第1号に定める期間の初日から県税条例附則第16条第1項に定める期間の末日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第3条第2号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中佐賀県県税条例第46条、第48条第1項、第69条、第118条第2項、第119条第2項並びに第140条第2項及び第3項の改正規定

並びに第8条の規定 公布の日

- (2) 第1条中佐賀県県税条例第71条の次に1条を加える改正規定、同条例第72条及び第72条の2の改正規定並びに第7条及び附則第5条の規定 規則で定める日
- (3) 第1条中佐賀県県税条例附則第9条第3項の改正規定 規則で定める日
- (4) 第2条及び次条の規定 規則で定める日
- (5) 第3条及び附則第6条の規定 規則で定める日
- (6) 第4条（次号及び第8号に掲げる改正規定を除く。）の規定 規則で定める日
- (7) 第4条中佐賀県県税条例第72条第3項及び第72条の2の改正規定並びに附則第7条の規定 規則で定める日
- (8) 第4条中佐賀県県税条例第30条の2第1項第2号及び第34条の改正規定並びに同条例附則第2条第1項の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第3条の規定 規則で定める日
- (9) 第5条及び附則第8条の規定 規則で定める日
- (10) 第6条及び附則第9条の規定 規則で定める日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下「31年新条例」という。）第46条の10第1項の規定は、平成31年度以後に市町に対し交付すべき利子割交付金（支払を受けるべき地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第14号に掲げる利子等の額により課する県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する利子割交付金については、なお従前の例による。

2 31年新条例第46条の17第1項の規定は、平成31年度以後に市町に対し交付すべき配当割交付金（支払を受けるべき地方税法第23条第1項第15号に掲げる特定配当等の額により課する県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する配当割交付金については、なお従前の例による。

3 31年新条例第46条の23第1項の規定は、平成31年度以後に市町に対し交付すべき株式等譲渡所得割交付金（地方税法第23条第1項第17号に掲げる特定株式等譲渡所得金額により課する県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成30年度までに市町に対し交付する株式等譲渡所得割交付金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第8号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に佐賀県県税条例第70条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第72条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第8条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例に規定する製造たばこ（佐賀県県税条例の一部を改正する条例（平成27年佐賀県条例第31号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する佐賀県県税条例第70条第1項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第8条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新条例に規定する小売販売業者（以下この条から附則第8条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項に規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第72条第1項、第72条の2、第72条の3及び第72条の5から第72条の7までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第72条第2項	前項	佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐賀県条例第32号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第2項
第72条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第72条の7の2	第72条の5第1項から第3項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第10条第3項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日

4 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、佐賀県県税条例第72条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

第6条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新条例に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項に規定するもののほか、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第72条第1項、第72条の2、第72条の3及び第72条の5から第72条の7までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第72条第2項	前項	佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐賀県条例第32号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第2項
第72条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第72条の7の2	第72条の5第1項から第3項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第12条第3項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

4 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、佐賀県県税条例第72条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当

該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 3 前項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項に規定するもののほか、第5条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第72条第1項、第72条の2、第72条の3及び第72条の5から第72条の7までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第72条第2項	前項	佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐賀県条例第32号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第2項
第72条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第72条の7の2	第72条の5第1項から第3項まで	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第13条第3項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成33年11月1日

- 4 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、佐賀県県税条例第72条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

第9条 附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）

第10条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）

第11条 新条例附則第18条の2の3第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。